

教養諸学研究会 投稿規程

制定 二〇〇四年三月二日
改定 二〇二三年六月七日

早稲田大学政治経済学会評議員会は、会則第二条に規定された「教養諸学研究会」を投稿制の雑誌とし、その投稿規程およびそれに伴う諸手続きを以下のように定める。

1. 投稿資格

著者または共著者の少なくとも一人が、投稿時点において、

- a. 早稲田大学政治経済学部常勤教員
 - b. 早稲田大学政治経済学部非常勤講師
 - c. 評議員が推薦し、編集委員会の同意を得た者
- の中の一つ以上に該当すること。

2. 投稿原稿

- a. 研究論文
- b. 研究ノート・調査資料・調査報告
- c. 翻訳（学術的な価値の認められるもの）
- d. 書評
- e. その他編集委員会が適切と認めた文章

3. 投稿方法

- a. 原稿はすべて、評議員を経由して編集委員会に提出すること。
- b. 原稿は二百字詰原稿用紙換算で、研究論文は百枚程度、書評は三十枚程度とする。
研究ノート・調査資料・調査報告および翻訳は、研究論文に準ずるものとする。
2. e. に規定する文章については二百字詰原稿用紙換算で十枚程度とする。
- c. 原稿にはすべて、日本語で千字程度の要旨をつけること。英文またはその他の言語での要旨をさらに付してもよい。ただし2. e. に規定する文章については要旨を必要としない。

4. 投稿原稿の採否およびそれに伴う手続き

- a. 投稿原稿の採否は編集委員会が決定する。
- b. 当学術誌は査読誌ではないが、編集委員会は採否にあたって、一定の基準に則って審査を行う。

5. 公開

「教養諸学研究会」は早稲田大学政治経済学部ウェブサイトおよび早稲田大学リポジトリにおいて公開する。研究論文等を投稿する場合は、これに同意したものとする。